

○学校法人立命館防犯カメラ管理および運用規程

2019年12月4日

規程第1175号

(趣旨)

第1条 本法人（本法人が設置する学校を含む。以下同じ。）における防犯カメラの設置および運用ならびに防犯カメラにより撮影された画像の管理は、すべてこの規程の定めによる。

(目的)

第2条 防犯カメラの設置および運用は、撮影された画像が個人情報に該当することに十分留意しつつ、本法人における盗難等の犯罪行為の抑止および事故発生の防止を図ることにより、本法人の構成員の安全および安心を確保するとともに、本法人の資産を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 前条の目的のために本法人が設置するビデオカメラであって、特定の個人を識別することができる画像を記録することができる機能を有するもの。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像であって、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 本法人の構成員 本法人の役員、教職員、学生、生徒、児童、その他本法人で教育、研究、業務等に従事する全ての者をいう。

2 前項第2号で定める画像のうち、特定の個人を識別できるものは、学校法人立命館個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）第2条第1号に定める個人情報に該当し、この規程に定めのない事項については個人情報保護規程の定めるところによる。

(管理体制)

第4条 防犯カメラの設置および画像の管理に関する統括管理責任者は、常務理事（総務担当）とする。

- 2 前項の統括管理責任者を補佐する者として、統括管理副責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 次の各号に掲げる事業所または施設（以下「事業所等」という。）における防犯カメラの設置および画像の管理は、当該各号に定める者（以下「管理責任者」という。）が統括

する。

- (1) 朱雀キャンパス 総務部長
- (2) 衣笠キャンパス 衣笠キャンパス事務局長
- (3) びわこ・くさつキャンパス びわこ・くさつキャンパス事務局長
- (4) 大阪いばらきキャンパス 大阪いばらきキャンパス事務局長
- (5) 立命館アジア太平洋大学 APU事務局長
- (6) 小学校、中学校および高等学校 各学校の校長
- (7) 前各号以外の事業所等 別表に定める者
(業務所管)

第5条 次の各号に掲げる事業所等における防犯カメラの設置および画像の管理に関わる業務は、当該各号に定める者（以下「所管課長」という。）が所管する。

- (1) 朱雀キャンパス 総務課長
- (2) 衣笠キャンパス 衣笠キャンパス地域連携課長
- (3) びわこ・くさつキャンパス BKC地域連携課長
- (4) 大阪いばらきキャンパス OIC地域連携課長
- (5) 立命館アジア太平洋大学 全学企画オフィス課長
- (6) 小学校、中学校および高等学校 各学校の事務長
- (7) 前各号以外の事業所等 別表に定める者
(設置の方法)

第6条 防犯カメラを設置するときは、不必要な個人の画像の撮影を防ぐため、防犯カメラの設置場所、設置台数および撮影範囲を必要最小限とし、設備上の漏えい防止の措置をとらなければならない。

(設置等の手続)

第7条 所管課長は、防犯カメラの設置、移設または撤去（以下「設置等」という。）を行うときは、稟議を起案し、管理責任者および総務部長の回議を経て、常務理事（総務担当）の決裁を得るものとする。

(台帳管理)

第8条 所管課長は、それぞれ所管する事業所等ごとに、防犯カメラの管理台帳を作成し、防犯カメラの設置等の状況を管理しなければならない。

- 2 統括管理副責任者は、すべての事業所等の防犯カメラに関する管理台帳を集約し、防犯カメラの設置等の状況を掌握しなければならない。

(告知)

第9条 所管課長は、防犯カメラを設置したときは、設置した建物等の見やすい場所に防犯カメラが作動中である旨を掲示しなければならない。

(画像の管理)

第10条 画像は、複製、加工、印刷、学外への持ち出しおよび電子メールその他の電磁的方法による学内外への送受信を行ってはならない。ただし、第2条の目的のため必要がある場合であって、当該事業所等における管理責任者が許可したときは、この限りではない。

2 前項ただし書により、当該事業所等における管理責任者の許可を得て、画像の複製、加工、印刷、学外への持ち出しおよび電子メールその他の電磁的方法による学内外への送受信を行った場合、所管課長は、申請者、その内容、理由等を所定の運用台帳に記入しなければならない。

3 画像を記録した記録媒体を廃棄するときは、記録された画像を消去し、記録媒体を物理的に破壊したうえで廃棄しなければならない。

(画像の保存)

第11条 所管課長は、防犯カメラを設置したときは、次項に定める期間内は画像を保存しなければならない。

2 画像の保存期間は、その撮影された日から換算して2週間とし、当該保存期間の経過後は、遅滞なく消去または廃棄しなければならない。ただし、統括管理責任者が必要と認めた場合は、所管課長があらかじめ定めた画像の保存期間を、変更することができる。

(画像の閲覧)

第12条 次の各号に掲げる者は、第2条の目的に関わる画像であると判断される場合に限り、画像を閲覧することができる。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 統括管理副責任者
- (3) 管理責任者
- (4) 所管課長
- (5) 所管課長の命令により業務を担当する者

2 前項に掲げる者のほか、管理責任者が第2条の目的に照らして特に閲覧の必要があると認めた者は、必要最小限の範囲で画像の閲覧をすることができる。

3 画像を閲覧する場合は、必ず2名以上で閲覧しなければならない。

4 前各項によって画像を閲覧した場合、所管課長は、申請者、その内容、理由等を所定の

運用台帳に記入しなければならない。

5 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(画像の目的外利用の禁止)

第13条 画像は、第2条の目的以外に利用してはならない。ただし、個人情報保護規程第14条第3項各号に該当する場合はこの限りではない。

2 前項により、画像を目的外で利用した場合には、所管課長は、申請者、その内容、理由等を所定の運用台帳に記入しなければならない。

(本人への画像開示)

第14条 当該事業所等における管理責任者は、所定の申請書により、画像に写っている当事者本人と認められる者から画像開示の請求があったときは、当該請求の理由が第2条の目的に照らして相当であると認められる場合に限り、これを許可することができる。

2 前項の規定により開示できる画像は、請求理由に照らして必要最小限のものとし、かつ、画像に写っている当事者本人と認められる者以外の者が識別可能な状態で記録されている部分を除いたものでなければならない。

3 画像に写っている当事者本人と認められる者への画像の開示は、管理責任者または所管課長の立会いの下で行わなければならない。

4 第2項により、画像に写っている当事者本人と認められる者に画像の開示をした場合には、所管課長は、申請者、その内容、理由等を所定の運用台帳に記入しなければならない。

(業務委託)

第15条 防犯カメラにかかる業務を委託する場合は、画像の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、受託者にこの規程および本法人の個人情報に係る諸規程を遵守させなければならない。

2 受託者と委託契約を締結するに際しては、次の各号に掲げる事項を委託契約書に記載しなければならない。

(1) 画像の機密保持に関する事項

(2) 画像の目的外利用および第三者への提供の禁止に関する事項

(3) 再委託の禁止または再委託した際の個人情報の機密保持等に関する事項

(4) 必要不可欠な限度を超えた画像の加工、利用および複製の禁止に関する事項

(5) 従業者に対する監督および教育に関する事項

(6) 事故発生時における報告義務に関する事項

(7) 損害賠償義務に関する事項

(苦情等への対応)

第16条 防犯カメラの設置および画像の管理に関する苦情、問合せ等の窓口は、当該防犯カメラが設置された事業所等の所管課長とする。

2 苦情、問合せ等があった場合、所管課長は、その内容、対応方法等について管理責任者および統括管理副責任者と協議のうえ、対応するものとする。

3 管理責任者または統括管理副責任者が必要と認める場合、所管課長は、統括管理責任者とも協議のうえ、対応するものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、防犯カメラの設置および運用に関して必要な事項は別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2019年12月4日から施行する。

附 則 (2024年4月17日 事務体制再編による部課名称変更および学校法人立命館個人情報保護規程の改正に伴う一部改正)

この規程は、2024年4月17日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則 (2024年9月18日 ROOT (Ritsumeikan Osaka-Umekita Open Innovation Terrace) の追加に伴う一部改正)

この規程は、2024年9月18日から施行し、2024年8月1日から適用する。

別表 立命館大学各キャンパス、立命館アジア太平洋大学および各附属校以外の事業所等の管理責任者および所管課長 (第4条、第5条関係)

事業所または施設	管理責任者	所管課長
東京キャンパス	東京キャンパス所長	東京キャンパス課長
大阪梅田キャンパス	大阪いばらきキャンパス事務局長	OIC地域連携課長
ROOT (Ritsumeikan Osaka-Umekita Open Innovation Terrace)	大阪いばらきキャンパス事務局長	OIC地域連携課長
インターナショナルハウス宇多野	衣笠キャンパス事務局長	国際課長

インターナショナルハウス常盤	衣笠キャンパス事務局 長	国際課長
インターナショナルハウス大將軍	衣笠キャンパス事務局 長	国際課長
BKCインターナショナルハウス	びわこ・くさつキャン パス事務局長	国際課長
OICインターナショナルハウス	大阪いばらきキャンパ ス事務局長	国際課長
原谷施設（尚友館、第2尚友館、 第3尚友館）	衣笠キャンパス事務局 長	スポーツ強化オフィス課長
柘野総合グラウンド施設	衣笠キャンパス事務局 長	スポーツ強化オフィス課長
ヨット部艇庫	びわこ・くさつキャン パス事務局長	スポーツ強化オフィス課長
玉野浦ボート部施設	びわこ・くさつキャン パス事務局長	スポーツ強化オフィス課長
蛭谷カヌー部施設	びわこ・くさつキャン パス事務局長	スポーツ強化オフィス課長
爽風館	びわこ・くさつキャン パス事務局長	スポーツ強化オフィス課長
BKCグリーンフィールド アス リートクラブハウス	びわこ・くさつキャン パス事務局長	スポーツ強化オフィス課長
硬式野球部合宿所	衣笠キャンパス事務局 長	スポーツ強化オフィス課長
APハウス3	APU事務局長	スチューデント・オフィス課長
APU PLAZA OITA	APU事務局長	スチューデント・オフィス課長
立命館宇治高等学校生徒寮	立命館宇治高等学校長	立命館宇治高等学校事務長
立命館慶祥高等学校男子寮	立命館慶祥高等学校長	立命館慶祥高等学校事務長
立命館慶祥高等学校女子寮	立命館慶祥高等学校長	立命館慶祥高等学校事務長